

# 平成29年12月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

平成29年12月15日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三	岳	昭
書記	石	川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山	口 文	夫
副町長	山	口 誠	実
教育長	竹	下 修	治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉 克	己
企画財政課長	大	川 豊	文
地域政策課長	野	上 英	了
税務課長	川	内 和	哉
健康推進課長	成	富 浩	樹
会計課長	末	永 安	江
住民福祉課長	荒	木 俊	行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照	本 茂	法
建設課長	廣	田 洋	一
ダム対策室長	福	田 多	肥
水道課長	太	田 啓	寛
教育次長	吉	永 文	典
行政係長	中	原 敬	介

## 議事日程

第1	議案第42号	川棚町下水道事業の設置等に関する条例	産業建設文教委員長報告
第2	議案第43号	川棚町特別会計条例の一部を改正する条例	
第3	議案第44号	川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
第4	議案第45号	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	
第5	議案第46号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
第6	議案第47号	平成29年度川棚町一般会計補正予算（第5回）	
第7	議案第48号	平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）	
第8	発議第1号	新庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議	
第9		議会だより編集特別委員会視察調査報告	議会だより編集特別委員長報告

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** それでは日程第1、議案第42号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」を議題といたします。

本案については、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** おはようございます。それでは、産業建設文教委員会に付託されました、議案第42号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」に関しての委員会審査報告書を報告をいたします。報告書を読み上げまして報告といたします。

読み上げる前に、まず訂正をちょっと3箇所お願いをしたいと思います。

報告書の下にページ番号が振ってありますが、1ページ目の審査期日、1の審査経過の部分の(1)の審査期日ですけれども、12月11日のあとに13日を追加で入れていただきたいと思います。あと2箇所ですが、2ページ目の5の委員会の意見の頭の部分ですね、企業会計の部分に公営という2文字を追加でお願いいたします。2つ目の委員会の意見の企業会計に関しましても公営と頭につけていただくよう、よろしく願います。

それでは、読み上げて報告といたします。

平成29年12月13日。川棚町議会議長、初手安幸様。産業建設文教委員会委員長、小谷龍一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、議案第42号。件名、川棚町下水道事業の設置等に関する条例。審査の結果、原案可決すべきものと決定。

産業建設文教委員会委員長報告。議案第42号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」について、産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日。平成29年12月11日、13日。

(2) 審査の場所。第1委員会室。

(3) 出席者。委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者。水道課長、下水道総務係長。

## 2. 審査内容。

説明者に対する主な質疑と答弁。

質疑：公営企業会計への移行を行う理由は何か。

答弁：下水道事業に関する経営の状況を把握し、健全な経営を目指すことを目的として取り組むこととした。

質疑：地方公営企業法を一部適用とした要因は。

答弁：本町の組織体制と事業規模を考慮して、財務規定等を適用する「一部適用」で法適化することが現実的であると判断した。

質疑：第4条「重要な資産の取得及び処分」について、予定価格が700万円以上（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）の数値の基準となるものは何か。

答弁：「地方公営企業法施行令第26条の3 別表第2」と、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」に記載されているとおりである。

質疑：第7条で会計事務の一部を会計管理者が行うこととなっているが、その内容は。

答弁：従来どおり使用料金の納付等の事務を会計管理者が行う。

## 3. 討論。

反対討論：なし

賛成討論：下水道事業の会計処理を明確化し、健全な経営に資することを期待して賛成する。

## 4. 審査の結果。

議案第42号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」については、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

## 5. 委員会の意見。

- ・公営企業会計への移行がスムーズに行われるよう努められたい。
- ・公営企業会計へ移行することにより会計処理を明確化し、健全な経営に

努められたい。

以上で報告といたします。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。何かありますか。久保田議員。

**4 番 久保田** このことで遠い将来に、民間委託をされることを踏まえてこれが作られようとしているわけではないでしょうか。そこを確認したいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 委員長。

**産業建設文教委員長** 委員会の方ではそういう質疑が行われておりませんので、聞いておりません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 2 番 福田** 水道事業、上水道の方ですけど、水道事業の方の条例と、この下水道事業の設置に関する条例を比較したときに、若干違うところがあるんですけど、そういったところについて質疑といいますか、ありましたでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 委員長。

**産業建設文教委員長** 委員会の方で違う点として、まず出ましたのが、一部の会計事務を会計管理者が行なうという部分について質疑が、質疑をしております。その内容に関しましては報告書にも記載しておりますが、料金等の納付等に関しましての事務を会計管理者が行なうということで答弁を受けておりますので、そういう点でよろしいでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 2 番 福田** じゃあ別の点で、質疑の中の2問目の答弁の中で、本町の組織体制と事業規模を考慮してということで、その一部適用が、方が町としてのメリットがあるんだらうということと読み取れるんですが、一部適用と全部適用との境目っていいですかね、その中で、本町の場合がどういふふうな位置にあるのかっていうところは聞かれましたでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 委員長。

**産業建設文教委員長** 一部適用とした部分についてですけども、これまで従来どおりのやり方がある程度残すという形で、人事給与に関しましては総務

課の方で行うということで、財務関係に関して会計管理者の方が行うということ。あと、従来企業会計とする場合、その会計内で人事給与に関しても全部処理をすることとなるんですけども、現在の、今までの体制が要は町長部局の方でやってきたということで、それを引き継いで人事給与に関してはこれまでどおりの形でやっていくということで説明を受けております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。

質疑なしと認め、これで産業建設文教委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第42号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、原案可決とすべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「川棚町下水

道事業の設置等に関する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

( 1 0 : 1 3 )

**議 長** 次に日程第 2、議案第 4 3 号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。議案第 4 3 号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の改正につきましては、ただいま議案第 4 2 号「川棚町下水道事業の設置等に関する条例」をご決定いただきましたので、川棚町公共下水道事業におきましては、平成 3 0 年 4 月 1 日をもって公営企業会計へ移行することとなったところであります。これに合わせて、川棚町公共下水道事業特別会計を廃止をしようとするものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水 道 課 長** それでは、改正内容を説明をいたします。先ほど町長の提案理由にもありましたように、川棚町下水道事業の設置等に関する条例を議決を受けましたことから上程をするものでございます。

公共下水道事業特別会計を、平成 3 0 年 4 月 1 日をもって地方公営企業法の適用を受ける下水道事業へ移行することに伴い、これに合わせて本則の表中の公共下水道特別事業会計を削除を行い、改正をするものでございます。

1 枚議案書をめくっていただきまして、新旧対照表をお開きください。新旧対照表は特別会計条例の本則の表中の公共下水道事業特別会計並びに公共下水道事業を削除を行いまして、改正後の表のとおり改正するものでございます。1 枚戻っていただきまして、改正条文をお願いをいたします。附則ですが、施行期日につきましては、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

**議 長** これから質疑を行います。



「なし」の声あり

**議**            **長** よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議**            **長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第43号「川棚町特別会計条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(10:17)

**議**            **長** 次に、日程第3、議案第44号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第44号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

国においては、今年度の人事院勧告に沿って一般職の給与が改定され、これに併せて特別職の給与、期末手当についても所要の措置が講じられております。本町の議会議員の期末手当につきましては、これまで国の特別職の支

給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月に合わせるため、条例の一部改正をしようとするものであります。

以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総務課長** はい。それでは説明をさせていただきます。新旧対照表で説明をいたしますので、次のページをお開き願います。ここでは、上の表と下の表がございますが、上の表が第1条によります改正でございます、下の表が第2条による改正でございます。

まず、第1条によります改正では、第5条期末手当であります、第2項におきまして、一部文言の整理をいたしておきまして、「おいては」を「には」に改め、「12月に支給する場合には100分の170」のところの「においては100分の170」を「には100分の175」に改めようとするものでございます。したがって、年間の支給割合を「100分の325」から「100分の330」にしようとするものでございます。

次に第2条の改正でございますが、12月の支給割合を6月支給期と12月支給期に振り分けようとするものでございまして、6月支給期「100分の155」を「100分の157.5」に。12月支給期「100分の175」を「100分の172.5」に改めようとするものでございます。

改正本文に戻っていただきまして、附則でございますけれども、第1条ではこの条例は公布の日から施行することとし、ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行することといたしております。第2項では第1条の規定による改正後の川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用することといたしております。

第2条では、第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなすことといたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番久保田** 議案第44号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

安倍政権の中で、多様な働き方として不安定な非正規雇用労働者が増えています。同じ職務に同じ時間従事しても正規雇用よりも不安定で低賃金という差別的な処遇を受けて働いています。この方達の中には期末手当のない働き方をしている労働者もいます。また、アベノミクスと社会保障改革で貧困と格差が広がる中で、一般低所得者の消費水準は低迷し、最低生活水準を下回る生活を余儀なくされている実態があります。年金受給者のうち、厚生年金受給者の3分の1が10万円未満、国民年金は平均5万数千円です。これが高齢者の実態です。このような中で提出された条例には賛成するわけにはいきません。よって議案第44号には反対します。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。高以良議員。

**10 番高以良** はい。川棚町の場合には一般職、それから特別職、議員については、それらの給与等の改正等についてはすべて国家公務員に準じた措置がこれまでなされてきております。今回も同様の措置ということで条例が改正するものでありますので、私はこの議案には賛成をします。

**議 長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議 長** 賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

**議**            **長** よろしいですね。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** 起立多数です。したがって議案第44号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 26)

**議**            **長** 次に、日程第4、議案第45号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第45号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

国においては今年度の人事勧告に沿って、一般職の給与が改定され、これに併せて特別職の給与、期末手当についても所要の措置が講じられております。本町の町長及び副町長の期末手当については、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月に合わせるため、条例の一部改正をしようとするものであります。

以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては総務課長が説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** 総務課長。

**総務課長** はい。それでは説明をさせていただきます。新旧対照表で説明をいたしますので、次のページをお開き願います。ここでも、上の表が第1条による改正でございまして、下の表が第2条によります改正でござい

す。

第1条によります改正では、第2条期末手当であります、1部文言の整理もいたしておりまして、まず「おいては」を「には」に改めまして、「12月に支給する場合に」のことでございますが、「においては100分の170」を「には100分の175」に改めようとするものでございます。したがって、年間の支給割合を「100分の325」から「100分の330」にしようとするものでございます。

次に第2条の改正では、12月の支給割合を6月支給期と12月支給期に振り分けようとするもので、6月支給期「100分の155」を「100分の157.5」に。12月支給期「100分の175」を「100分の172.5」に改めようとするものでございます。なお、ここでは町長及び副町長の給与でございますけれども、教育長の給与についてでございますが、教育長の給与につきましては、町長及び副町長の給与に関する条例に準じておりますので、改正条例の提案はございません。

改正本文に戻っていただきまして、附則でございますが、第1条ではこの条例は、公布の日から施行することとし、ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行することといたしております。第2項では第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用することといたしております。

第2条では、第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなすことといたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。はい。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですね。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:33)

**議**            **長** 次に、日程第5、議案第46号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第46号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の職員の給与改定につきましては、人事院の勧告による国家公務員の給与改定等を受けての改正であります。国においては民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準の引き上げと勤勉手当の支給割合の引き上げに関する法案が12月8日に人事院勧告どおりの内容で可決されたところであります。そこで、本町職員の給与につきましても国等に準じ改正をしようとするものであります。

以上で提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては総務課長

に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは説明をさせていただきます。今回の人事院勧告では50人以上の民間企業の賃上げの動向を反映して、今年の家計公務員の月例給について0.15%の引き上げと勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ4.4月分とする改正を行っており、県の人事委員会の勧告も国と同じ内容でありますので、本町におきましても勧告どおり改正しようとするものでございます。それでは新旧対照表で説明をいたしますので、新旧対照表をお開き願います。次のページとはいきませんが、ちょっと数字がいっぱい並んでいるところを越えまして、向きが変わっているところですね。ここから下の段に1ページとしております。

まず、第1条によります改正でございますが、今回の勧告に伴います改正ではありませんが、第4条の2「再任用職員及び再任用短時間勤務職員に係る給料」のところでございますけれども、条文に誤りがございましたので別表第1に改めようとするものでございます。

次の第9条の2でございます。ここは住居手当でございますが、これも勧告に伴う改正ではございませんが、住居手当の支給の内容は現行のままとし、条文の整理を行おうとするものでございます。条文の内容は省略をさせていただきます。新旧対照表、次のページになります。

第16条の4、勤勉手当の改正でございますが、第2項第1号において勤勉手当の支給割合を6月につきましては現行どおりでございますが、12月支給分「100分の85」を「100分の95」に改め、第2号では再任用職員の勤勉手当の支給割合を6月分につきましては現行どおりとして、12月支給分「100分の45」に改めようとするものでございます。

次に附則第11項でございますが、ここでは職務の級が6級以上の職員の減額措置でございます。6月支給分につきましては現行どおりでございますが、12月支給分「100分の1.275」を「100分の1.425」に改めようとするものでございます。カッコ内では最低号給に達しない場合への対応策でありまして、6月分につきましては現行どおりで、12月支給分「100分の85」を「100分の95」に改めようとするものでございま

す。

次のページ以降は給料表の改正でございます。次に10ページをお開き願います。

ここは第2条によります改正でございますが、第16条期末手当でございますが、「及び附則第8項第2号」を削除をしておりますが、ここは後ほど説明を加えさせていただきますが、附則第8項から第11項までを削る改正を行っておりますので、その改正に合わせて削除するものでございます。次の「及び第16条の3」を「及び第16条の3第1項」に改めておりますのは、第1項が記載漏れをしていたために改めようとするものでございます。

次に第2項では文言の整理として「においては」を「には」に改めようとするものでございます。

次に第4項でございますが、第1項の改正と同じ理由によりまして「附則第8項第2項において同じ」を削除するものでございます。

次に第16条の4、勤勉手当でございますが、これも前条第1項の同じ理由によりまして「及び附則第8項第3号」を削除するものでございます。

次に第2項第1号でございますが、「及び附則第8項第3号」を削除しておりますが、これも削除理由は先ほどと同じでありまして、6月と12月の支給割合を同じくするために、「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改めようとするものでございます。

次に第2号、再任用職員の勤勉手当でございますが、6月と12月の支給割合を同じくするため、「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の145」を「100分の42.5」に改めようとするものでございます。

次に附則第8項から第11項までを削るとしてありますが、この付則は平成27年4月1日以降、職員の職務の級が6級以上の職員で55歳を超える職員については、給料と期末勤勉手当について減額措置が講じられておりました。この措置の期限が平成30年3月31日までとなっておりますので、関連する附則第8項から第11項までを削ろうとするものでございます。改正本文に戻っていただきたいと思っております。

第1条では、この条例は、公布の日から施行することといたしております。



す。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行することといたしております。第2項では、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例は、平成29年4月1日から適用することといたしております。第2条では第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなすことといたしております。なお、今回の給与改定により給与に差額が生じることとなりますが、この差額につきましては年内に支給する予定といたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議** 長 これから質疑を行います。田口議員。

**2 番 田 口** ちょっと説明を聞き落としたように思いますのでお聞きします。この別表第1の表の改定は、この改定によって何%の増ということですか。

**議** 長 総務課長。

**総 務 課 長** はい。今回の給料表の改正につきましては0.2%というふうになっております。以上でございます。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 2 番 福 田** 細かくて申し訳ないんですけど、ちょっと文言の整理をされるということでしたので、「おいては」というのを「には」とされましたが、2ページの方に「場合にあつては」も「には」ってなっているんですけど、10ページの中ほどの4項ですか、「死亡した職員にあつては」というところは「には」でもいいのかなと思ったんですけど。

**議** 長 総務課長。

**総 務 課 長** はい。福田議員の質問にお答えをいたしますが、そこを「には」に変えるのは、文言がつながらないのではないかというふうに判断をいたしますが。以上でございます。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。三岳議員。

**3 番 三 岳** 3番、三岳です。先ほど説明がありました附則のところですね、削られたわけですが、これは再任用職員の減額がなくなったという説明だったと思うんですが、その背景とですね、影響額といえますか、そ

ういったものについてお尋ねをしたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。ここの附則では、再任用職員は含まれておりません。

そして、このことによって職員への影響でございますけれども、ここでは6級以上の職員で55歳を超えるもののみ関係がするものでございまして、ここの中に影響する率については次の8項の第1号、2号、3号、この付近が影響をいたします。個々の影響額につきましては算出はいたしておりません。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

(発言なし)

議 長 はい。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

( 1 0 : 5 2 )

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

( 1 0 : 5 2 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 1 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** はい。それでは、日程第 6、議案第 4 7 号「平成 2 9 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 4 7 号「平成 2 9 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 6 7 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 0 億 2, 3 2 7 万 4, 0 0 0 円にしようとするものであり、併せて地方債補正を行うものであります。

歳出においては、平成 2 9 年度人事院勧告に基づく給与及び手当等の改定による人件費の増額並びに、6 款農林水産業費において、漁村再生交付金事業の追加割り当てがあったことから工事請負費の増額を行うものであり、併せて歳入において、当該交付金事業に係る 1 4 款県支出金並びに 2 0 款町債を増額するものであります。

補正予算の詳細につきましては企画財政課から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。それでは内容についてご説明いたします。事項別明細書の歳入から順にご説明をいたします。7 ページをお開きください。

歳入、1 4 款県支出金 2 項 5 目の説明欄に掲げております漁村再生交付金事業費補助金 6 0 7 万 5, 0 0 0 円でございます。これは後ほど歳出で説明いたしますが、漁村再生交付金事業のうちの補助対象事業分 9 0 0 万円に対し、国、県合わせて 6 7. 5 % の補助率を乗じたものでございます。次のページをお願いいたします。

2 0 款町債であります。1 項 3 目農林水産債の漁港建設事業債 2 6 0 万円あります。こちらも漁村再生交付金事業の補助対象事業分 9 0 0 万円につ

いて、先ほど説明した補助金を差引き、残りに起債充当率90%を乗じ10万円未満を切り捨てたものであります。次のページをお願いいたします。

歳出であります。今回歳出につきましては平成29年人事院勧告に基づく給与及び手当等の改定を行うものであります。こちら、12ページに掲げておりますように2節給料、3節職員手当等、4節共済費、この3つの人件費の増額につきまして、1款議会費から10款教育費まで、全編通じて共通して行うものであります。これらの人件費の増額補正につきましては、先ほどの議案第44号、45号、46号の提案説明でも説明しております。重複いたしますので、それと共通事項でありますので、この事項別明細書の説明に際しましては省略をさせていただきたいと思っております。それでは18ページまでが人事院勧告に基づく人件費増額でありますので省略とさせていただきます。19ページをお願いいたします。

まず1項2目農業総務費、これも人件費の増額でありますので省略いたします。

次の3項3目漁港建設費の漁村再生交付金事業費1,200万円であります。これは歳入の折にも説明いたしましたが、今回追加割り当てがっているものであります。具体的な工事箇所は三越物揚場の工事であります。1,200万円のうち補助対象分が900万円、残り300万円が町単独事業となります。財源内訳の方に記載しておりますように、先ほど説明した歳入の財源が充当されるものであります。それでは21ページから26ページは人件費の増額補正でありますので飛ばしまして、27ページをお開きください。

14款予備費であります。これは歳入歳出の見合いにより減額調整を行ったものであります。そして29ページから31ページにかけては、給与費明細書をお付けしております。こちらについては説明は省略とさせていただきます。それでは次に第2表、地方債補正について説明をいたします。3ページをお開きください。

第2表、地方債補正の変更であります。これは歳入の20款の補正に対応するものであります。起債の目的、漁港建設事業、補正前の金額に260万円を増額し、補正後3,000万円とするものであります。一番下に地方債の合計額をお示しをしております。補正前が3億9,490万円、これを補

正後 3 億 9, 7 5 0 万円にしようとするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

以上が一般会計補正予算（第 5 回）の内容であります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 今回の給与改定によってどれだけの歳出増になったのかというのが、この 1 ページ、2 ページの表とか事項別明細でよくわからないのですが、30 ページにですね、29、30、給与明細書ってというのがあって、右側の 30 ページに一般職の総括っていうのがあるので、これの、この右の方に出ている 4 5 5 万 5, 0 0 0 円という金額があるんですが、給料と職員手当と共済費と合わせて、その比較の欄ですね。この 4 5 5 万 5, 0 0 0 円が今回の改定によって増える歳出の分だというふうに見ればいいのでしょうか。

議 長 企画財政課長。

総 務 課 長 はい。それではご質問にお答えをいたします。田口議員がおっしゃるとおりでございます。4 5 5 万 5, 0 0 0 円、これが給与改定に伴うものでございます。以上でございます。失礼しました。給与改定だけじゃないですね。議員の報酬、町長及び副町長、それと教育長。それから。失礼をいたしました。この 30 ページにつきましては、人勧に伴うものでございます。失礼しました。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですね。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「平成29年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:22)

**議 長** 次に、日程第7、議案第48号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第48号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に増減はなく、歳出において平成29年人事院勧告に基づく給与及び手当等の改定による人件費の増額を行い、併せて予備費で調整を行うものであります。

補正予算の詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水 道 課 長** それではご説明をさせていただきますが、資料といたしましては本日お配りをさせていただきました議案の方をお開きをお願いしたいと思います。事前に配布をさせていただいております議案とどこが違うかというところをまずもってご説明したいと思います。3ページ、4ページでございます。

事前に配布をさせていただいております議案書については、表の上の方に

文言が抜けております。本日お配りした資料には大きな見出しで「歳出補正予算事項別明細書」、この文言が抜けております。それと「1.総括」という文言が抜けております。次に5ページ、6ページをお願いいたします。

これも表の上の方ですが、3の歳出と事前にお配りしたものではなっておりますが、2の歳出というものが正しいものでございました。以上の訂正のために議案の再配布をさせていただいております。それでは説明をいたします。議案書の1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

歳入の補正額の欄でございます。こちらは0円ということでしております。歳出についても右側のページですが、補正額は0円ということで、町長の提案にもありましたように、補正額としては歳入歳出の増減はないということとなっております。歳出について説明をいたします。5ページ、6ページをお願いいたします。

事項別明細書でございますが、1款1項1目一般管理費でございます。これが2節の給料から4節の共済費まで、一般会計と同様の理由でございます。29年の人事院勧告によるものの人件費の増でございます。こちらについては下水道総務係の分を計上しております。次に7ページ、8ページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費でございます。これも理由としては同様ですが、こちらについては下水道の施設係の分を計上をしておるところでございます。次に9ページ、10ページをお願いいたします。

3款1項2目利子でございますが、財源内訳の補正でございます。次に11ページ、12ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費でございます。予備費の21万4,000円の減額補正は、先ほど説明をいたしました給料等の人件費の増額分に見合う額を予備費から減額をするものでございます。13ページには給与費明細書を添付しておりますけれども、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** はい、よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですね。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「平成29年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：28）

**議**            **長** 次に、日程第8、発議第1号「新庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

ただいま議題となっております発議第1号「新庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議」については、川棚町議会会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり



**議** 長 したがって、発議第1号「新庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議」は提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 よろしいですか。はい。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号「新庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「新庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(11:31)

**議** 長 お諮りをいたします。ただいま設置されました新庁舎等建設調査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名をすることになっておりま

す。新庁舎等建設調査特別委員会の委員に山口隆議員、三岳昇議員、久保田和恵議員、毛利喜信議員、堀池浩議員、福田徹議、村井達己議員、以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました議員を新庁舎等建設調査特別委員会委員に選任をすることに決定をいたしました。

議 長 この後、休憩をいたしますので委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。正副委員長が決定をしましたら、委員長から報告を願います。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 3 2 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 4 0 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 新庁舎等建設調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。委員長に山口隆委員、副委員長に堀池浩委員、以上のとおりであります。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 4 0 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 4 1 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、日程第9、「議会だより編集特別委員会視察調査報告」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。議会だより編集特別委員長。

#### 議会だより編集特別委員長

それでは、議会だより編集特別委員会視察調査報告を行います。

この調査報告につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定によ

り、既に文書により議長あて報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成29年12月13日。川棚町議会議長、初手安幸様。議会だより編集特別委員会委員長、堀田一徳。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査結果を次のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1. 調査期日。平成29年11月27日、28日。

2. 調査場所。鹿児島県湧水町、熊本県大津町。

3. 出席者。議会だより編集特別委員会委員全員、副議長、事務局書記。

4. 調査の目的。議会だよりを通じた町民への情報発信について見識を深めるため。

5. 調査の概要。別紙のとおり。1枚めくってください。

調査の概要。

1. 鹿児島県湧水町。

(1) 期日。平成29年11月27日。

(2) 調査内容。

議会だより編集について。

・発行部数4,500部、作成ページ数基本16ページ（表紙、裏ページはカラー、その他は二色刷り）。

・一般質問の原稿は質問者が1,000文字以内で作成し、その後編集委員で校正を加える（1人1ページの割当）。

・各定例会の最終本会議終了後から約2ヶ月以内に発行。

・発注単価の抑制（議会だより、町広報誌、農業委員会だよりを一括して1業者に発注）。

・委員会は発行までの間に5回程度開催、作業時間にすると延べ8時間程度。

・役割分担については、掲載記事の内容確認及び写真収集。

特記事項。

・各地区の行事や歴史などの紹介を「地域だより」として掲載。16地区

あり、原稿はその地区の議員にお願いしている。

- ・事務局の作成した掲載内容（案）をもとに協議。
  - ・表紙の写真は説明が丁寧。
  - ・一般質問の目次のページに質問議員の写真と質問項目を記載。
- その他。

・議会基本条例が平成27年度に制定されており、「反問権」が認められている。

## 2. 熊本県大津町。

(1) 期日。平成29年11月28日。

(2) 調査内容。

### 議会だより編集について

・発行部数13,100部、発行日は議会閉会から発行まで50日（全ページフルカラー、作成ページ数16から24ページ）。

・一般質問の項目は議会閉会后、約2週間後に議事録が配布され、質問者本人が作成（1人1ページ）。

・表紙は住民の関心・興味をひきやすいとの考えから、旬の話題で人物を載せる。表紙の写真は横面である。

・中学生でもわかるような、わかりやすい表現をし、やむを得ない場合は注釈をつける。

・委員会報告レポートの充実。

### 特記事項。

・住民参加型の議会広報を目指し、「傍聴者の声」や「議会・議会だよりに関するアンケート」を募集。

・広報誌にはがき（料金受取人払い）の様式を刷り込み、町民が議会や広報誌についての意見を出しやすくしている。

・広報特別委員会主催の意見交換会の開催。

・議会広報を発行している26町村議会の参加のもと、「熊本県町村議会広報コンクール」が開催され、特選、入選、特別賞（企画力、表紙力）を選び表彰している。

・若い人が政治に興味を持ってもらうために、大学生との「議会だより」モニター制度をつくりレポートを掲載。

その他。

・各議員にタブレットを貸し出し、委員会や本会議での使用を認めている。

3. 調査結果のまとめ。

湧水町議会及び大津町議会とも、それぞれに積極的に議会広報誌の編集に取り組みされており、読みやすく、親しみやすい誌面づくりに努力されていた。

検討課題として「読ませる広報」から「見る広報」への追究や「議会広報コンクール」開催などにより、広報誌づくりの研鑽に努めたい。

また、若い人にも「議会だより」に興味をもってもらうような誌面づくりを目指し、町民の方々と議会をつなぐ重要な役割として、積極的に情報発信を行い、多くの方に手に取ってもらえる誌面づくりに励んでいくこととする。以上、報告を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、委員長の報告に対し質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですか。はい。

質疑なしと認め、報告済みといたします。

( 1 1 : 4 8 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、平成29年11月17日に開催されました東彼杵郡町村議会議長会主催の議員研修会の報告書が、参加者を代表し波戸勇則議員より提出をされております。その写しを配布し報告済みといたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するもの  
につきましては、議長に委任をすることに決定をいたしました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。  
会議を閉じます。

平成29年12月川棚町議会定例会を閉会をいたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 1 : 5 0 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初 手 安 幸

会議録署名議員 山 口 隆

会議録署名議員 田 口 一 信